

新技術名称		開発会社名		登録番号	
評価基準	評価項目	評価細目	評価	コメント(既存技術との優位性)	
社会的・施策的ニーズとの適合性	安全性	労働災害の可能性			
		作業環境			
		第三者災害の可能性			
		その他			
	品質・出来形	品質			
		出来形			
		管理頻度、項目			
		その他			
	環境	大気、土壌汚染、騒音、振動			
		周辺環境への影響			
		自然、生態、景観等の調和			
		その他			
	経済性	材料、製品コスト			
		施工コスト			
		ライフサイクルコスト			
		環境コスト			
		社会コスト			
		その他コスト			
		総合コスト			
	施工性	施工の合理化			
		熟練工の依存度			
		工期短縮			
		その他			
	リサイクル性	リサイクルの推進			
		廃棄物の発生抑制			
		省資源			
省エネルギー					
その他					

評価：既存技術より向上するものはA、同程度のものはB、低下するものはCを記入する。
 評価細目に予め示されている内容はできる限り記入してください。評価細目は適宜追加してもかまいません。

新技術名称					開発会社名		登録番号	
評価基準	評価項目	評価細目	該当項目	評価	コメント(既存技術との優位性)			
諸基準との適合性	石川県土木工事共通仕様書	施工						
		材料						
		品質						
		その他						
	石川県土木部土木工事施工管理基準	出来形管理基準						
		コンクリート2次製品出来形管理基準						
		品質管理基準						
		その他						
	JIS規格	品質・性能						
		生産方法						
		試験方法						
		その他						
	各種基準、指針、示方書、要綱、便覧等	石川県リサイクル認定基準						
		コンクリート標準示方書						
		その他						
		その他						
	道路交通関係法令	道路運送車両法						
		道路交通法						
		その他(関連する法律、政令、規則、要綱、通達等)						
	安全施工関係法令	労働基準法						
		労働安全衛生法						
		ガス事業法						
		電気事業法						
	環境保全関係法令	その他(関連する法律、政令、規則、要綱、通達等)						
		環境基本法						
		ダイオキシン類対策特別措置法						
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
		再生資源の利用促進に関する法律						
		建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律						
		騒音規制法						
		振動規制法						
		大気汚染防止法						
		水質汚濁防止法						
		自然環境保全法						
		その他(関連する法律、政令、規則、要綱、通達等)						
		危険物等取り扱い関係法令	消防法					
	火薬類取締法							
	毒物及び劇物取締法							
	高圧ガス取締法							
	その他(関連する法律、政令、規則、要綱、通達等)							

評価については該当項目において、既存技術より向上するものはA、同程度のものはB、低下するものはCを記入。
上記仕様書、規格、基準等は代表的なもののみであり、必要なものを適宜追記すること。
上記関係法令は代表的なもののみであり、石川県土木工事共通仕様書等に示される関連法令を参考に必要なものを追記すること。

新技術名称				開発会社名		登録番号	
評価基準	評価項目	評価細目	評価	コメント(既存技術を踏まえながら技術の成立性をコメント)			
技術の成立性	機能性	理論の成立性					
	確実性						
	強度・性能						
	稼働安定性						
	構造安定性						
	物性						
	耐久性						
	危険性						

評価:技術の成立性が確認できる試験データ、理論、資料等があるものはA、ないものはCを記入する。
評価内容については評価項目に対応すると考えられるものを具体的に記載すること。
評価細目に予め示されている内容はできる限り記入してください。評価細目は適宜追加してもかまいません。

新技術名称				開発会社名		登録番号	
評価基準	評価項目	評価細目	評価	コメント(既存技術を踏まえながら公共工事の適用性をコメント)			
公共工事の適用性	自然条件						
	現場条件						
	品質・出来形	品質管理					
		出来形管理					
		その他()					
	施工管理基準	管理基準値					
		管理方法					
		その他()					
	標準歩掛かり	標準歩掛かり					
		機械損料					
		その他()					

評価:公共工事の適用性が確認できる試験データ、基準、資料等があるものはA、ないものはCを記入する。
評価内容については評価項目に対応すると考えられるものを具体的に記載すること。
評価細目に予め示されている内容はできる限り記入してください。評価細目は適宜追加してもかまいません。